

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2014年 2月 3日

【会社名】 株式会社 東芝

【英訳名】 TOSHIBA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 田中 久雄

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦一丁目1番1号

【電話番号】 03-3457-4511

【事務連絡者氏名】 法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目1番1号

【電話番号】 03-3457-2148

【事務連絡者氏名】 法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、当社の映像事業を、東芝ホームアプライアンス株式会社に会社分割により承継させることを決定したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、2013年10月2日に臨時報告書を、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、2013年11月14日に臨時報告書の訂正報告書を提出しました。

今般、当該臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書の記載事項に一部変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

イ 吸収分割の相手会社についての事項

- (3)大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
- (4)提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

ハ 吸収分割の方法、吸収分割に関する割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

- (2)吸収分割に関する割当ての内容
- (3)その他の吸収分割契約の内容

ニ 吸収分割に係る割当て内容の算定根拠

ホ 吸収分割後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

3【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しています。

(訂正前)

イ 吸収分割の相手会社についての事項

(3)大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

東芝コンシューマエレクトロニクス・ホールディングス株式会社 99.9%

(4)提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社は、東芝ホームアプライアンス株式会社の議決権の99.9%を間接保有しています。

人的関係 当社従業員による東芝ホームアプライアンス株式会社の役員兼任の関係はありません。

取引関係 当社は、東芝ホームアプライアンス株式会社との間で資金の貸付、研究開発等を行っています。

ハ 吸収分割の方法、吸収分割に関する割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(2)吸収分割に関する割当ての内容

現時点では確定していません。

(3)その他の吸収分割契約の内容

日程

会社分割契約締結日 2014年1月(予定)

会社分割の効力発生日 2014年4月1日(予定)

分割する部門の事業内容

映像事業

ニ 吸収分割に係る割当て内容の算定根拠

現時点では確定していません。

ホ 吸収分割後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	<u>東芝コンシューマエレクトロニクス株式会社(仮称)</u>
本店の所在地	<u>現時点では確定していません。</u>
代表者の氏名	<u>現時点では確定していません。</u>
資本金の額	<u>現時点では確定していません。</u>
純資産の額	<u>現時点では確定していません。</u>
総資産の額	<u>現時点では確定していません。</u>
事業の内容	<u>現時点では確定していません。</u>

(訂正後)

イ 吸収分割の相手会社についての事項

(3)大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社東芝 99.9%

(4)提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社は、東芝ホームアプライアンス株式会社の議決権の99.9%を直接保有しています。

人的関係 当社従業員による東芝ホームアプライアンス株式会社の役員兼任の関係はありません。

取引関係 当社は、東芝ホームアプライアンス株式会社との間で資金の貸付、研究開発等を行っています。

ハ 吸収分割の方法、吸収分割に関する割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(2)吸収分割に関する割当ての内容

東芝ホームアプライアンス株式会社は、普通株式171,030株を発行し、その全てを承継対象権利義務に代わり当社に交付します。

(3)その他の吸収分割契約の内容

日程

会社分割契約締結日 2014年 1月30日

会社分割の効力発生日 2014年 4月 1日

分割する部門の事業内容

デジタルプロダクツ&サービス社が行っている映像事業、関連事業等(ただし、DVD及びBD規格必須特許に係るライセンス事業、コピープロテクションに係る事業並びにデジタルプロダクツ&サービス社のプラットフォーム&ソリューション開発センターが行っている研究・開発業務は除く。)

その他の内容

当社が東芝ホームアプライアンス株式会社との間で、2014年 1月30日に締結した吸収分割契約の内容は、後述の吸収分割契約書のとおりです。

二 吸収分割に係る割当て内容の算定根拠

売上等の事業規模、今後の損益見込み等を勘案し企業価値を総合的に判断した結果、割当ての内容は、東芝ホームアプライアンス株式会社の発行済株式と同数の株式としました。

ホ 吸収分割後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	東芝ライフスタイル株式会社
本店の所在地	東京都青梅市末広町
代表者の氏名	現時点では確定していません。
資本金の額	13,500百万円
純資産の額	25,000百万円(見込み)
総資産の額	137,000百万円(見込み)
事業の内容	家庭用電気機械器具の開発、製造、販売等

吸収分割契約書

株式会社東芝(以下「甲」という。)と東芝ホームアプライアンス株式会社(以下「乙」という。)とは、甲の本件事業(第2条に定義する。)を乙が承継する吸収分割(以下「本吸収分割」という。)に関し、2014年1月30日(以下「本契約締結日」という。)、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(本吸収分割をする会社の商号及び住所)

本吸収分割に係る吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：株式会社東芝

住所：東京都港区芝浦一丁目1番1号

(2) 吸収分割承継会社

商号：東芝ホームアプライアンス株式会社

住所：東京都千代田区外神田二丁目2番15号

第2条(吸収分割)

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が効力発生日(第7条に定義する。以下同じ。)において営む以下に規定する事業(以下「本件事業」という。)等に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

甲のデジタルプロダクツ&サービス社(以下「DS社」という。)が行っている映像事業及びその関連事業(ただし、DVD及びBD規格必須特許に係るライセンス事業、コピープロテクションに係る事業並びにDS社のプラットフォーム&ソリューション開発センターが行っている研究・開発業務は除く。)

第3条（承継する権利義務）

1. 乙が甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業のみに関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象権利義務に含めるものとする。
2. 甲から乙への債務の承継は、全て免責的債務引受の方法によるものとする。ただし、効力発生日までに既に提起されている訴訟に関する債務については重畳的債務引受の方法によるものとする。なお、本契約において承継対象権利義務に含まれるものとされている債務が、本項ただし書き又は会社法その他法令（日本法以外の法令を含む。）の規定に基づき甲の債務とされた場合、当該債務については、甲及び乙の間においては乙の最終的な負担とする。
3. 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する一切の費用は、乙の負担とする。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式等の数）

乙は、本吸収分割に際して、普通株式171,030株を発行し、その全てを承継対象権利義務に代わり甲に交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加すべき乙の資本金、資本準備金、利益準備金及びその他資本剰余金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 資本金 | 0円 |
| (2) 資本準備金 | 120億円 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |
| (4) その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から(2)を控除した額 |

第6条（株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第3項の規定に基づき、本契約につき株主総会の決議による承認を経ることなく本吸収分割を実施する。
2. 乙は、効力発生日の前日（同日を含む。）までに、株主総会において、本契約の承認（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得るものとする。

第7条（本吸収分割が効力を生ずる日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2014年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、この期日を変更することができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、善良なる管理者としての注意をもって本件事業に係る業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び事業の運営を行うものとする。また、甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め乙と協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（競業禁止義務）

甲は、本件事業に関し、乙に対し、競業禁止義務を負わないものとする。

第10条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときその他本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は協議し合意の上、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、本吸収分割の実施に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合にはその効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議し合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書を2通作成し、甲及び乙は各々記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2014年1月30日

甲：東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社東芝
代表執行役社長 田中 久雄

乙：東京都千代田区外神田二丁目2番15号
東芝ホームプライアンス株式会社
取締役社長 石渡 敏郎

別紙「承継権利義務明細表」

1. 資産

本吸収分割により、乙が甲から承継する資産は、本件事業のみに属する以下の資産（ただし、知的財産権の承継については本別紙第3項において別途定めるとおりとする。）のうち法令上承継可能なもの、及び甲の保有する第(12)号に記載する短期貸付金とする。

- (1) 受取手形
- (2) 売掛金
- (3) 製品及び商品
- (4) 半製品
- (5) 原材料及び貯蔵品
- (6) 仕掛品
- (7) 前払費用
- (8) 未収入金
- (9) 無形固定資産
- (10) 有形固定資産（ただし、土地を除く。）

(11) 効力発生日の前日時点で甲の管理会計上DS社ビジュアルソリューション事業部（以下「VS事業部」という。）が保有している株式及び出資持分（以下「株式等」という。）の一切（DS社VS事業部が保有している株式等に限られ、当該株式等の同一の株式等であっても甲の他の部門が保有している株式等は含まれない。）。ただし、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意または発行会社による譲渡承認等が必要な場合であって、許認可、同意または承認等が得られない場合には譲渡対象から除外するものとする。効力発生日以降に許認可、同意等が得られないことが確定した場合には、甲乙別途協議の上対応を決定する。

なお、明確にするため記すと、以下の会社の株式等については、下記のとおり取り扱うものとする。

TOSHIBA INFORMATION SYSTEMS (UK) LTD、DALIAN TOSHIBA TELEVISION CO., LTD.、TOSHIBA AMERICA, INC.、東芝DVDライセンス株式会社、TOSHIBA SYSTEMES (FRANCE) S.A.S.：いずれも承継しない。

TOSHIBA TELEVISION CENTRAL EUROPE SP.ZO.O.：出資持分は承継しない。ただし、出資持分の売却代金の請求権については、承継する。

Toshiba Visual Products (China) Co., Ltd.：同社の総出資持分の30%を承継する。

東芝コンシューママーケティング株式会社：株式8,000株（同社の発行済株式総数の80%）を承継する。

東芝テクノネットワーク株式会社：株式423,193株（同社の発行済株式総数の92.1%）を承継する。

(12) 乙に対する短期貸付金

2. 債務

本吸収分割により、乙が甲から承継する債務は、本件事業のみに属する債務のうち、法令上承継可能なものとする。ただし、以下の負債に係る債務を除く。

- (1) 短期借入金
- (2) 未払法人税等
- (3) 長期借入金

- (4) 退職給付引当金
- (5) 資産除去債務

3. 知的財産権

本吸収分割による本件事業に関わる知的財産権の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 商標権、意匠権、ノウハウを除く知的財産権（出願中の特許権等を含む。）の取扱い

- 1) 本件事業のみに関わるもの 持分の半分を承継する
- 2) 本件事業とそれ以外の事業の両方に関わるもの 承継しない

なお、DVD6C及びPremier BD特許プールライセンスグループを通じ甲が許諾しているDVD及びBDの規格必須特許、並びに、その関連特許（出願中を含む。）で同規格必須特許のライセンスに影響を与えるものは承継しない

(2) 商標権、意匠権、ノウハウの取扱い

- 1) 本件事業のみに関わるもの 承継する
- 2) 本件事業とそれ以外の事業の両方に関わるもの 承継しない

(3) (1)及び(2)において「承継する」とした知的財産権のうち、本件事業以外の甲の事業に必要な権利については、乙は甲にその使用を許諾する。

(4) (1)及び(2)において「承継しない」とした知的財産権のうち、本件事業に必要な権利については別途甲及び乙の間で取り決める条件により、甲は乙にその使用を許諾する。

4. 雇用契約を除く契約

本吸収分割により、雇用契約を除く、本件事業のみに属する売買に関する契約、業務委託に関する契約、リース契約、共同開発契約、リベート契約、賃貸借契約、その他の一切の契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務を、乙が甲から承継する。ただし、Toshiba Visual Products (China) Co., Ltd.の出資持分売却に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務は除く。なお、明確にするため記すと、TOSHIBA TELEVISION CENTRAL EUROPE SP.ZO.0.の出資持分売却に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務は乙が甲から承継する。

また、甲の本件事業とそれ以外の事業の両方に関わる契約については、当該契約上の地位は乙に承継されず、本件事業のみに属する権利義務についてのみ承継する。

なお、承継対象権利義務に含まれる契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本吸収分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触し、かつ当該義務の免除について当該契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該契約において必要とされる手続を甲が効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合、その他当該契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に著しい不利益が発生する場合は、甲及び乙は協議し合意の上、当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を、承継対象権利義務から除外することができる。

5. 雇用契約

本吸収分割により、本件事業に従事する甲の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務は、甲から乙に一切承継されない（なお、本件事業に主として従事する甲の従業員は、効力発生日に甲から乙に出向することを基本とするものとする。）。

6. 許認可

本吸収分割により、乙が甲から承継する許認可は、本件事業のみに属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なものとする。

7. その他

承継対象権利義務の詳細については、2013年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに効力発生日までの増減を調整して確定する。

以上